

令和4年東郷町教育委員会2月定例会	
日時	令和4年2月21日(月) 午後1時30分 開会 午後2時40分 閉会
場所	東郷町役場 2階第4会議室
出席委員	教 育 長 中根 一郎 教育長職務代理者 小出 直美 委 員 奥谷 美香 委 員 石田 守良 委 員 加藤 逸男
欠席委員	なし
説明のため に出席した 職員の氏名	教 育 部 長 樋口 美紀 参 事 長谷川 光巨 学校教育課長 成田 敏弘 生涯学習課長 坂野 丈就 給食センター所長 中嶋 章人
会議録作成職員	学校教育課長 成田 敏弘
会議録署名委員	中根教育長 小出委員
教育長の報告	校長への指導事項等について
報告事項	(1) 2月校長会について(学校教育課) (2) 後援名義の使用許可について(学校教育課) (3) 要保護・準要保護児童生徒数について(学校教育課)
議題	議案第6号 令和4年度東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申について(学校教育課) 議案第7号 東郷町学校運営協議会規則の制定について(学校教育課) 議案第8号 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部改正について(生涯学習課) 議案第9号 東郷町スポーツ推進委員規則の一部改正について(生涯学習課) 議案第10号 令和4年度東郷町教育の一般方針について(学校教育課、生涯学習課、給食センター) 議案第11号 令和3年度一般会計補正予算(第9号)について(学校教育課、生涯学習課、給食センター) 議案第12号 令和4年度一般会計当初予算について(学校教育課、生涯学習課、給食センター)
傍聴者	なし

部長	<p>定刻となりましたので、ただいまから東郷町教育委員会 2 月定例会を開会します。</p> <p>会議の進行につきましては、教育長からお願いします。</p>
教育長	<p>それでは会議を進めてまいります。</p> <p>会議の日程につきましては、お手元に配付した議事日程のとおりです。</p> <p>日程第 1、会議録作成職員を指名します。学校教育課長を指名します。</p> <p>次に日程第 2、会議録署名委員を指名します。わたくし教育長と小出委員を指名したいと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>全員異議なし</p>
教育長	<p>異議なしとのことですので、2 月定例会の会議録署名委員は、わたくし教育長と小出委員とさせていただきます。</p> <p>次に日程第 3、教育長の報告です。</p>
教育長	<p>2 月 8 日の校長会では、学校では毎日寒い中、登下校の指導、またコロナ感染防止対策をしながらの、授業、給食、消毒等のお礼を伝え、卒業式も控えているので、先生方も日頃から体調管理に気を付けるよう伝えました。</p> <p>1 の不祥事防止関係では、愛知県でも校長が SNS で知り合った 20 代の女性をホテルで盗撮といった事件もありました。事例のような不祥事が起きないように適切な指導をお願いしました。</p> <p>2 の児童生徒関係の事故、事件については、事例のような、交通事故のないよう指導をお願いしました。</p> <p>3 の文部科学省、県の動きからでは、愛知県では昨日も 4000 人以上の感染者が確認されており、引き続き感染防止対策をお願いしました。</p> <p>4 の防災関係では、九州地方で震度 5 強の地震が起きております。校内で地震による落下物などないように整頓等お願いしました。また、非常時には防災倉庫に配備してあります物品等使用できますので、倉庫の中身を把握しておくよう依頼しました。</p> <p>5 の依頼事項は、兵庫小学校 5 年生、春木台小学校 2 年生が学年閉鎖をしています。学校由来の感染が広がらないよう、学校でできる感染防止対策をお願いしました。</p> <p>6 のその他では、(1)大型提示装置が設置された学校は、タブレットとつながるか確認をしておくよう依頼しました。</p>
教育長	<p>教育長からの報告は以上です。</p> <p>質問がありましたらお願いします。</p>
委員	<p>学校臨時休業中の対応として、何かやっていることはありますか。</p>
学校教育課長	<p>プリントを配布して補充学習のほか、タブレットを持ち帰っての学習では、ドリルを活用しています。</p> <p>今後も検討を続けていきたいと思っております。</p>
委員	<p>施設の延命化が遅れないよう、取り組んで欲しい。</p>
委員	<p>学校でクラスターは発生していませんか。</p>

学校教育課長	現在のところ、発生していません。
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で教育長の報告を終わります。 次に、日程第4、報告事項に入ります。 事務局から説明をお願いします。
参事	<p>(1) 2月校長会について</p> <p>各校、新型コロナウイルス感染症対策を徹底しながら教育活動を進めております。まん延防止等重点措置の期間中、特に子ども同士が近距離で行う学習活動は自粛しています。また、部活動は休止。校外学習や授業参観等の行事も、中止または延期、縮小等の対応を余儀なくされている状況です。引き続き、感染症予防に努めていきます。</p> <p>中学校では、3年生が、1月の私学専修学校の推薦入試に続き、一般入試が終わりました。また、公立高校の出願も終わっています。出願方法については、私学専修学校はネットによる出願が増えています。一方、公立高校は、コロナ対策のため、生徒が直接高校へ行ってではなく、郵送または教員持参での対応となりました。これまでに3校とも、特に大きな混乱もなく進めることができています。</p> <p>教職員の不祥事根絶に向けた取組について、各校で毎月必ず行っています。校長会では、管理職から全職員に対し、県教委発出「職員の不祥事防止について」の通知に基づいた話題の提供。また、県教委作成の不祥事防止講話の視聴研修。さらに、コンプライアンス面談等、さまざまな取組が報告されました。東郷町では、不祥事の報告は1件もございません。今後も油断のないよう不祥事根絶に努めてまいります。</p> <p>1月の教職員の在校時間につきましては、100時間を超えた職員はおりませんでした。80時間超は中学校の2名でした。これから先は、年度末の成績処理や諸帳簿の整理、次年度の準備など、例年時間を要する時期になります。各校管理職から声を掛けるなど、職員の健康状況に十分注意して進めていくよう努めていきます。</p>
学校教育課長	<p>(2) 後援名義の使用許可について</p> <p>資料は、1ページからになります。</p> <p>令和4年2月1日から令和4年2月16日までに申請のあった件数は、資料のとおり1件です。</p> <p>いずれも過去に許可したものと同様の内容でした。</p>
学校教育課長	<p>(3) 要保護・準要保護児童生徒数について</p> <p>資料2ページをご覧ください。</p> <p>令和4年1月25日から令和4年2月26日までに、新規の認定はありませんでした。現在の認定者は200件、うち要保護2件、準要保護198件でした。</p>
教育長	ただいま、事務局から説明がありましたが、質問がありましたらお願いします。
委員	在校時間が80時間以上の方がいますが、先月と同じ人ですか。

学校教育課長	確認しないとわかりません。
委員	すぐに答えられるよう把握に努めてください、
教育長	ほかに質問もないようですので、以上で報告事項を終わります。 次に日程第5、議題に入ります。
教育長	議案第6号 令和4年度東郷町立小中学校教職員定期人事異動の内申について、事務局の説明をお願いします。
	《議案第6号は、非公開》
教育長	次に、議案第7号 東郷町学校運営協議会規則の制定について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長	資料は、本日追加で配布させていただいた資料をご覧ください。 議案第7号 東郷町学校運営協議会規則の制定について 東郷町学校運営協議会規則を別紙のとおり定めるものとする。 この案を提出するのは、東郷町立小中学校に東郷町学校運営協議会を置く必要があるからである。 資料7ページをお願いします。 制定の理由は、保護者、地域住民等の学校運営への参画並びに保護者、地域住民等による学校運営への支援及び協力を促進することで、学校、保護者、地域住民等との間の信頼関係を深め、地域住民との協働により児童生徒の健全育成に取り組む必要があるため。 主な制定内容は、 第3条関係では、学校ごとに学校運営協議会を置くこと。 第4条関係で学校運営に関する基本的な方針に対し、学校運営協議会の承認を得ること。 第5条関係で学校運営等に関し、学校運営協議会が意見を申し出ることができること。 第8条関係で学校運営協議会の委員は15人以内とすること。 第10条関係で委員の任期は、任命又は委嘱の日から当該任命又は委嘱の日の属する年度の末日までとすること。 第11条関係で委員に報酬を支払うこと。について定めています。 施行期日は、令和4年3月1日から施行します。 以上で説明とさせていただきます。
教育長	説明が終わりましたので、議案第7号について、審議をお願いします。
委員	委員の任命はいつですか。
学校教育課長	3月中に行う予定です。
委員	委員の権限を教えてください。
学校教育課長	学校の運営に意見を言い、学校がその意見を取り入れることになどが挙げられます。
委員	この制度は必要なのですか。
学校教育課長	地域とともに児童生徒を育てるためには、必要な制度です。

委員	報酬額は、いくらを想定していますか。
学校教育課長	6,500円程度を想定しています。
委員	委員は、各校で15人ですか。それとも、町全体で15人ですか。
学校教育課長	各校で15人です。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第7号について、採決に入ります。議案第7号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第7号については、原案のとおり可決します。次に、議案第8号 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	3ページをご覧ください。 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部改正について 東郷町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり定めるものとする。 説明 この案を提出するのは、東郷町教育委員会事務局の組織を変更するため必要があるからです。 13ページ 議案の概要をご覧ください。 改正理由は、図書館業務が指定管理者制度となり、図書館系の業務を生涯学習係に含めることに伴い、改組する必要があるからです。 改正内容は、1つ目、第2条関係で、教育委員会事務局の組織から図書館係を削ること。2つ目、第4条第3項関係で、図書館系の事務分掌を削ること。3つ目、その他所要の規定を整備すること、です。 施行期日は、令和4年4月1日から施行すること。
教育長	説明が終わりましたので、議案第8号について、審議をお願いします。
委員	指定管理者制度を導入すると、何か改善されるのですか。
生涯学習課長	指定管理者制度は既に導入していますので、実態に合わせて整理するものです。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第8号について、採決に入ります。議案第8号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第8号については、原案のとおり可決します。次に、議案第9号 東郷町スポーツ推進委員規則の一部改正について、事務局の説明をお願いします。
生涯学習課長	14ページをご覧ください。 東郷町スポーツ推進委員規則の一部改正について 東郷町スポーツ推進委員規則の一部を改正する規則を別紙のとおりさだめるものとする。 説明 この案を提出するのは、東郷町スポーツ推進委員の定数を改める必要があるからです。 20ページ 議案の概要をご覧ください。

	<p>改正理由は、東郷町スポーツ推進委員の定数を改める必要があるからです。</p> <p>改正内容は、第3条第1項関係で、スポーツ推進委員の定数を23人から24人に改めることです。</p> <p>施行期日は、令和4年4月1日から施行すること。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第9号について、審議をお願いします。
委員	なぜ、23人から24人に変えるのですか
生涯学習課長	自治会数が増えたためです。
委員	規則では書かれていませんが、一つの自治会につき1人必要なのですか。
生涯学習課長	各自治会の単位で職務を遂行していただいていることから、自治体が分割されたため、1人増やします。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第9号について、採決に入ります。議案第9号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第9号については、原案のとおり可決します。次に、議案第10号 令和4年度東郷町教育の一般方針について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長 生涯学習課長 給食センター所長	<p>令和4年度東郷町教育の一般方針を別紙のとおり定めるものとする。</p> <p>この案を提出するのは、東郷町の教育行政の一般方針を定めるため必要があるからである。</p> <p>資料8ページをお願いします。最初に学校教育課所管分について説明します。</p> <p>令和4年度は、新学習指導要領のもと、子どもたち一人一人に個別最適化され、創造性を育む教育ICT環境の実現に向けて、GIGAスクール構想の推進に取り組みます。</p> <p>重点施策としては、8つの項目を挙げるとともに、教員の働き方改革にも引き続き対応してまいります。</p> <p>この中では、新学習指導要領で掲げる「生きる力」の育成では、ICTの積極的な活用によるGIGAスクール構想を推進してまいります。また、国、県の35人数学級の方針を受け、新たに小学4年生を35人学級として実施します。「(4) 生徒指導の充実」では、令和2年度から開始した小学校における心の教室相談員を引き続き配置して参ります。「情報化、国際化に対応した教育の推進」では、今年度、春木台小学校及び音貝小学校でオーストラリア姉妹校交流事業を他の小中学校に広げ、英語とふれあう機会を増やしてまいります。「学校施設等の整備」については、老朽化した施設の改修を計画的に実施してまいります。</p> <p>以上で学校教育課所管分の説明を終わります。</p> <p>給食センター所管分について、ご説明いたします。24ページをお願いします。</p> <p>学校給食は、学校給食法に基づき、実施するもので、重点施策を2点あげ</p>

	<p>ております。</p> <p>重点施策1点目については、「安全・安心でおいしい給食の提供」で、主なものは、(1) 安全・安心でおいしい給食の提供では、ウ 加工品に含まれる食品を献立表に記載し、アレルギー品目のチェックが誰でも一目でできるよう努める。また、配膳図を配布し、食物アレルギーを持つ児童生徒への誤配等を防げるよう努める。カ 地産地消推進事業として、東郷町産食材の活用に努め、地域の伝統的な食文化について理解を深めるとともに、食料の生産について理解を深める。ク 有機栽培食材を活用し、より安全でおいしい給食の提供を目指し、児童生徒の健康の保持増進を図る。といたしました。</p> <p>2点目の重点施策「食に関する指導を推進する」では、ア 学校給食を生きた教材として活用した食に関する指導を推進する。イ 栄養教諭が養護教諭や関係教職員と連携し、児童生徒に健康づくりの基盤となる望ましい食生活やバランスの良い食事について理解させ、自己管理能力を身につけさせる。エ 食育だより「いただきます」を発行し、家庭でも望ましい食生活の啓発を推進する。</p> <p>といたしました。</p> <p>以上で、給食センター所管分の説明を終わります。</p> <p>生涯学習課所管分について説明します。</p> <p>基本方針として、本町の生涯学習事業においては、第6次総合計画に掲げられた、将来都市像「人・まち・みどり ずっと暮らしたいとうごう」の実現に向け、生涯学習活動の機会や場の提供、文化団体の活動支援、文化活動への参加機会の充実、文化財の保全や活用などに努めるとともに、町民が気軽にスポーツに参加できる環境を整え、誰もが運動やスポーツを楽しめるよう各種スポーツ施策を展開し、より豊かな生活を営むことができる社会の構築のため、生涯学習を推進していくこととしています。</p> <p>重点施策として、令和4年度も、生涯学習活動の充実、文化・芸術の振興、スポーツの普及・振興、施設の整備充実を始めとした9項目を掲げており、これらの充実・推進に努めていきます。</p> <p>変更点は、(8) スポーツの普及・振興の ウ スポーツ推進委員及び体力づくり推進委員が地域と連携して実施している総合型地域スポーツクラブ「家族体力づくりの日」事業については、時代の変化や他市町村での事業内容等を研究し、多くの方に参加いただけるよう実施内容等の見直しを検討します。としました。</p> <p>また、次の(9) 体育施設の整備充実では、老朽化した体育施設の修繕を計画的に行うとともに、空調設備などを省エネルギー設備に更新することで、ランニングコストを抑制し、利用者が安全で快適にスポーツができる環境の充実を図る。としました。</p> <p>生涯学習課からは以上です。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第10号について、審議をお願いします。

委員	学校経営案と、どのようにつながっているのですか。
参事	学校経営案は、この町の方針と、愛日地区の方針を参考にしています。
委員	この方針の中で、町独自の取組がわかりやすくなると、もっと良くなると思います。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第10号について、採決に入ります。議案第10号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第10号については、原案のとおり可決します。次に、議案第11号 令和3年度一般会計補正予算（第9号）について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長 生涯学習課長	<p>資料は27ページからになります。</p> <p>議案第11号令和3年度一般会計補正予算（第9号）に対する意見について令和3年度一般会計補正予算（第9号）に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <p>1 予算案に対する意見</p> <p>令和3年度一般会計補正予算（第9号）に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案</p> <p>別紙のとおり</p> <p>この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからである。次のページ、28ページをお願いします。</p> <p>最初に、学校教育課所管分の補正予算の内容について説明します。</p> <p>歳入、歳出とも一番右に担当を表記していますので、よろしくお願ひします。</p> <p>歳入につきまして、一番上の国庫支出金は、学校トイレ改修に係る国庫支出金を増額するものです。</p> <p>一番下の町債についても、学校トイレ改修に係るものです。</p> <p>歳出は、今年度の執行見込みから、不用額等の精査をするもので、合計10,183千円を減額するものと学校施設トイレ改修事業費120,062千円を増額するものです。</p> <p>以上で学校教育課所管分の説明とさせていただきます。</p> <p>生涯学習課所管分をご説明いたします。</p> <p>歳入で、上から2マス目、図書館整備基金利子は図書館整備充実のために積み立てている基金で、その利子が当初の見込みよりも増えたことから増額するものです。</p> <p>その下のマス、教育費寄付金は、東郷町民会館駐車場の景観整備に対して御寄附をいただいたことによるものでございます。</p> <p>続いて歳出で、一番下、図書館整備基金積立金事業は、先ほど歳入で説明した基金に対する歳出分です。</p>

	<p>以上で生涯学習課所管分の説明とさせていただきます。 給食センター所管分をご説明いたします。 28ページをお願いします。</p> <p>歳出 給食センター費、小学校給食事業と中学校給食事業の増額は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、学校行事等を縮小した際に給食を提供したことによる賄材料費の増額でございます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第11号について、審議をお願いします。
委員	質問・意見なし
教育長	質問もないようですので、議案第11号について、採決に入ります。 議案第11号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第11号については、原案のとおり可決します。 次に、議案第12号 令和4年度一般会計当初予算について、事務局の説明をお願いします。
学校教育課長 生涯学習課長 給食センター所長	<p>資料30ページをお願いします。</p> <p>議案第12号令和4年度一般会計当初予算に対する意見について 令和4年度一般会計当初予算に対し、下記のとおり意見を述べるものとする。</p> <p>1 予算案に対する意見 令和4年度一般会計当初予算に対し、東郷町教育委員会として異議ありません。</p> <p>2 予算案 別紙のとおり この案を提出するのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を聞くため必要があるからである。 次のページ、16ページをお願いします。学校教育課所管分から説明させていただきます。学校教育課予算としては、歳出で1,195,509千円、昨年と比較して395,959千円の増額となっております。歳入では、80,000千円、昨年度と比較して46,676千円の増額となっております。</p> <p>主な事業のうち、特に新規・拡大する事業を説明します。 小学校水泳指導業務委託事業として、兵庫小学校を除くプールが老朽化している町立小学校5校について民間の施設を利用し、より安全・安心な水泳指導を実施します。事業費として、14,286千円 学校施設修繕として、小中学校屋内運動場の照明器具更新として、水銀灯からLED照明へ更新します。事業費として、2,493千円 諸輪小学校の屋上防水工事を、地方債を活用して実施します。事業費として、40,557千円 学校運営に必要な支援として、会計年度任用職員を充実します。学校看護師を1名配置し、医療的ケアが必要な児童生徒をサポートします。また、介護が必要な児童生徒を介護するための学校生活介護員を1名配置します。</p>

	<p>以上で、学校教育課所管分の説明を終わります。</p> <p>生涯学習課所管分について説明します。</p> <p>生涯学習課予算としては歳出で291,668千円、昨年と比較して407千円の減額となっています。歳入では、14,460千円、昨年と比較して1,659千円の増額となっています。</p> <p>歳出で主なものは、31ページの下から11段目、町民納涼まつり開催事業の増額は、コロナ禍で、より安全なまつりを開催するにあたり、ソーシャルディスタンスに配慮した飲食スペースを確保するために必要な委託料分を増額しています。</p> <p>次に、32ページ町民会館管理事業の減額は、令和3年度はホールのワイヤレスマイク設備の更新を行っており、その分を減額しております。</p> <p>次に、上から5段目、スポーツ一般管理事業の減額は、令和3年度には、スポーツ推進計画の見直しを実施するための委託料、また、全国市町村交流レガッタの開催市町が鹿児島県から茨城県に代わるためそれに係る必要な旅費を減額するものです。</p> <p>また、その4つ下、学校体育施設開放事業の減額は、兵庫小学校での夏休み期間のプール開放事業で、今までのPFI事業での契約が令和3年度で終了することで減額となるものです。</p> <p>次に3つ下、レガッタ振興事業の減額は、現在、コロナ禍での実施に向けて半日での開催など規模を縮小して実施できる方法で検討しており、例年と比べ減額となっています。</p> <p>生涯学習課からは以上です。</p> <p>給食センター所管分をご説明いたします。</p> <p>30ページをお願いします。</p> <p>歳入 諸収入、小学校給食費及び中学校給食費は、児童生徒等の学校給食費でございます。</p> <p>32ページをご覧ください。</p> <p>歳出 給食センター管理運営事業では、コンテナイン消毒保管機等を更新するための費用等を計上しております。</p> <p>小学校給食事業及び中学校給食事業では、定額制による公費負担、地産地消分公費負担、有機食材分公費負担等を計上しております。</p> <p>給食センター所管分は、以上でございます。</p>
教育長	説明が終わりましたので、議案第12号について、審議をお願いします。
委員	学校の修繕は、どこに計上されているのですか。
学校教育課長	各学校の維持管理事業に計上しています。
教育長	ほかに質問もないようですので、議案第12号について、採決に入ります。議案第12号を原案のとおり可決することに、賛成の方の挙手を求めます。
委員	全員挙手
教育長	全員賛成ですので、議案第12号については、原案のとおり可決します。2月定例会の日程は、これですべて終了しました。

	これもちまして、閉会といたします。それでは、事務局にお返しします。
--	-----------------------------------